

2017年8月14日
株式会社フィスコ (3807 JASDAQ)

フィスコ仮想通貨取引所で日本初のビットコイン建て社債を発行 ～事業会社に対する新たな資金調達方法を開発～

株式会社フィスコ(JASDAQ 上場、証券コード「3807」、本社:東京都港区、代表取締役社長:狩野仁志、以下、「フィスコ」)のグループ企業である株式会社フィスコ仮想通貨取引所(本社:東京都港区、代表取締役:越智 直樹、以下「フィスコ仮想通貨取引所」)は、日本初となるビットコイン建て社債「第1回ビットコイン建て無担保社債」(以下「本 BTC 債」)(注)を開発し、これを試験的に発行することとし、2017年8月10日に発行いたしました。

フィスコ仮想通貨取引所は、ビットコインをはじめとする仮想通貨の取引仲介や仮想通貨建てファイナンスその他仮想通貨関連商品の開発・運用を手掛けるなど、仮想通貨に関するあらゆるサービスをワンストップで提供する、仮想通貨取引のハブを目指しています。

今回、フィスコ仮想通貨取引所は、仮想通貨を用いた新たな資金調達の形を追求すべく、本 BTC 債を開発し、試験的にこれをグループ会社に発行することといたしました。本 BTC 債の額面価額はビットコインにより表示され、本 BTC 債の保有者(以下「債券保有者」)は、ビットコインで払込みを行い、ビットコインにより利払い及び償還を受けることとなります。

なお、今回発行する本 BTC 債は、会社法第2条第23号に定める「社債」には該当しないと解されるものの、ビットコイン建てであることを除いて、可能な限り一般的な社債と同様の性質を有するよう開発されました。具体的には、債券保有者の保護を図る観点から、同様の性質を持つ「社債」に投資した場合に適用される関連法令の規律に相当するルールを自主的に設定し、発行者であるフィスコ仮想通貨取引所はこれを遵守することとしています。詳細につきましては、本ニュースリリース別紙「本 BTC 債につき発行者が自主的に遵守している関連法令上の規律」をご参照ください。

本 BTC 債の概要は下記の通りです。なお、BTC とは、ビットコインの通貨単位をいいます。

1.会社の商号	株式会社フィスコ仮想通貨取引所
2.本 BTC 債の総額	200 BTC
3.券面の不発行	本 BTC 債の券面は発行されない。
4.各本 BTC 債の額面価額	4 BTC

5.本 BTC 債の利率	年 3.0% 利息の支払は、平成 32 年 8 月 10 日(「満期償還日」)に、発行日(同日を除く。)から満期償還日(同日を含む。)までの期間について、ビットコインの交付により後払いされる。
6.本 BTC 債の償還の方法及び期限	本 BTC 債は、繰上償還又は早期償還等が行われない限り、原則として満期償還日に額面価額のビットコインの交付により償還される。
7.保証	フィスコは、フィスコ仮想通貨取引所が負担する本 BTC 債に係るビットコインの交付及びこれに代わる金額の支払に係る債務につき、フィスコ仮想通貨取引所と連帯して保証債務を負担する。

本 BTC 債の試験発行は、仮想通貨を用いた新たな資金調達方法の実用化に向けた第一歩となります。本 BTC 債の推移とマーケットとの対話の結果を踏まえて、今後は、拡大が期待される仮想通貨市場において、グループ外の事業会社に対する同様のスキームの展開を検討するなど、仮想通貨の新たな可能性を引き出していく所存です。また、最新の動向や投資情報を積極的に配信し、さらなる仮想通貨の普及を目指してまいります。今後のフィスコグループの仮想通貨ビジネスの進展にご期待ください。

(注)現在の通説的見解によればビットコインは金銭ではなく、したがって本 BTC 債は発行者を債務者とする金銭債権に該当せず、よって会社法第 2 条第 23 号に定める「社債」に該当しないと解されます。それゆえ、会社法第 4 編「社債」に関する規定は適用されません。また、本 BTC 債は金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に定める「社債券」(同条第 2 項前段により社債券とみなされる、社債券に表示されるべき権利を含みます。)に該当せず、その他同条第 1 項及び第 2 項に掲げるものにも該当しないため、金融商品取引法に定める「有価証券」に該当しないものと解されます。

本ニュースリリースは、フィスコ仮想通貨取引所の証券発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

【株式会社フィスコの概要】

会社名： 株式会社フィスコ <http://www.fisco.co.jp/>
 所在地： 東京都港区南青山五丁目 4 番 30 号
 設立日： 1995 年 05 月 15 日
 資本金： 1,266 百万円(2017 年 6 月 30 日現在)
 代表者： 代表取締役社長 狩野 仁志
 事業内容： 金融機関、投資家、上場企業を支援する各種情報サービスの提供



News Release

【株式会社フィスコ仮想通貨取引所】

会社名： 株式会社フィスコ仮想通貨取引所 <http://corp.fcce.jp/>
所在地： 東京都港区南青山五丁目4番 30 号
設立日： 2016 年 4月 12 日
資本金： 112 百万円(2017 年 6 月 30 日現在)
代表者： 代表取締役 越智 直樹
事業内容： 仮想通貨の取引所運営、仲介、ファイナンス、仮想通貨を利用した
金融派生商品の開発・運用、仮想通貨の取引所運営に関するシス
テムの開発・販売およびコンサルティング、その他の仮想通貨の一
般サービス

以上

本 BTC 債につき発行者が自主的に遵守している関連法令上の規律

本 BTC 債へ投資を行う投資者の保護を図るため、本 BTC 債の組成及び管理にあたっては、以下の関連法令に規定される規律に相当するルールに従っています。

1. 会社法

① 社債要項の決定に関する規律

本 BTC 債の発行にあたり、発行者は、会社法 676 条各号に掲げる事項に相当する事項を定め、同法第 362 条第 4 項第 5 号、会社法施行規則第 99 条第 1 項各号に掲げる事項に相当する事項につき、取締役会の決議を経ています。

② 募集社債の申込み及び割当てに関する規律

本 BTC 債の申込み及び割当てについては、募集社債の申込み及び割当てに関する会社法第 677 条から第 679 条の規律に従っています。なお、本 BTC 債については総額引受契約を締結する方式を採用しています。

③ 社債原簿に関する規律

本 BTC 債の債券原簿については、社債原簿に関する会社法第 681 条から第 684 条まで、第 690 条、第 691 条、第 694 条、第 695 条並びに第 695 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規律に従って取り扱うこととしています。また、本 BTC 債への投資者を拘束し、ないしは対世効を持つ会社法第 685 条、第 686 条、第 688 条、第 693 条及び第 695 条の 2 第 1 項の各規律については、発行者としてこれらの各条項に準拠して取り扱うことにつき投資者は異議を唱えることができないものとするので、可能な限り本 BTC 債の安定的な取扱いを確保することを企図しています（かかる拘束が強行法規に反するとみなされる場合はこの限りではありません。）。

④ 社債管理者に関する規律

発行者は、社債管理者に関する会社法第 702 条の規律に沿って、本 BTC 債を会社法施行規則第 169 条に相当する条件を満たすものとして組成することにより、本 BTC 債につき社債管理者に相当する者の設置を要しないものとして取り扱っております。

(注) 社債権者集会に関する規律（会社法第 4 編第 3 章）については、裁判所による決議の認可を求めることができない可能性があり、当該認可なしでは債券保有者の保護が不十分となるおそれがあることから、これらの規定に相当する規律は設けておりません。

2. 金融商品取引法

① 少人数私募の要件の遵守

本 BTC 債の取得勧誘にあたっては、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号ハに相当する条件に該当するよう、同条項に定める要件を遵守して行っております。

② 告知書に関する規律

前記 2. ①に関連して、本 BTC 債の発行勧誘は、金融商品取引法第 23 条の 13 第 4 項但書及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 14 条の 15 第 2 項に相当する条件を満たす少人数向け勧誘に該当するため、金融商品取引法第 23 条の 13 第 4 項及び第 5 項の規律に従った告知は行わないものとして取り扱っております。

3. 金融商品の販売等に関する法律

① 重要事項の説明

金融商品の販売等に関する法律第 3 条の規律に従い、同条第 1 項各号に掲げる事項に相当する事項を説明する「重要事項確認書」を作成し、これを販売に先立ち投資者に交付することとしています。